

表彰規程

平成 22 年 6 月 5 日

平成 24 年 4 月 22 日

(目的)

第 1 条 この規程は当会に功績があった者を讃えるために定めるものである。

(基準)

第 2 条 本会はこの規定に基づき、下記の該当する者を功労者として表彰する。

(1) 会長及び副会長または監事・理事として通算 10 年以上の任にあたった者。

(各年度の終わりまでに満 10 年に達する者を含む)

(2) 島根県作業療法士会活動における功績が顕著であった者。

(決定)

第 3 条 表彰については、理事会で審議し、決定する。

(内容)

第 4 条 表彰は、総会時に会長より感謝状または表彰状及び記念品を贈る。

(規定の改定)

第 5 条 この規程の変更は、理事会の議決がなければ変更できない。

附 則

1. この規程は、平成 22 年 6 月 5 日から施行する。
2. この規程は、平成 24 年 4 月 22 日から一部改正のうえ施行する。